

平成29年9月  
第152号

# かごしま市

# 中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市産業振興部 雇用推進課  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
TEL099-216-1325 FAX099-216-1303  
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



「高校生ステップアップセミナー」  
市内の高校3年生を対象に、  
目前に控えた就職活動を応援する  
セミナーを開催しました。



## 目次 CONTENTS

- 2 公正な採用選考、個別労働関係紛争処理制度
- 3 障害者雇用支援月間、障害者技能向上支援事業
- 4 キャリアアップ助成金
- 5 労働保険適用促進強化期間
- 6 プロフェッショナル人材戦略拠点、第147回日商簿記検定試験案内
- 7 市中小企業融資制度
- 8 市創業スキル養成講座(実践編)受講者募集、事業承継セミナー受講者募集
- 9 新産業創出研究会 部会員募集、ソーホーかごしま「創業準備ブース」利用者募集
- 10 市企業立地促進補助金、設備投資に対する税の優遇措置
- 11 輸出チャレンジ支援事業案内、消費税軽減税率制度説明会案内
- 12 市中小企業U・I・Jターン人材確保支援金、中小企業退職金共済制度

## 公正な採用選考をお願いします

9月16日から新規高等学校卒業予定者の採用選考が始まります。

選考に当たっては応募者の適性と能力のみを基準とした公正な採用選考をお願いします。

なお、次の①～⑪の事項について、応募用紙に記載させたり、面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することは就職差別につながるおそれがありますので十分ご注意ください。

### 本人に責任のない事項

- ① 本籍・出生地 ② 家族（職業・収入など）  
③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境 など

### 本来自由であるべき事項

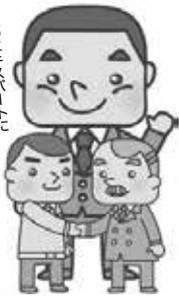
- ⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条  
⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動  
⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書 など

また、「身元調査」「合理的、客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」も絶対に行わないでください。

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 事業所第2部門 ☎099-250-6091

## 10月は『個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間』です！

解決のエキスパート  
あまかせくたご



県労働委員会では、個別労働関係紛争処理制度として「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

あっせん員は、**県労働委員会の公益委員**（弁護士、大学教授等）、**労働者委員**（労働組合役員等）、**使用者委員**（会社経営者等）の三者で構成され、**公平・中立な立場**であっせんを行います。労働者、事業主のどなたでも利用できますので、まずはお気軽にご相談ください。（無料、秘密厳守）

## 県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する無料相談会」の開催

職場のトラブルで悩んでいませんか？個々の労働者と事業主との間に生じた労働に関するトラブルの解決方法について、県労働委員会委員が相談に応じます。労働者、事業主のどちらからでも、お気軽に御相談ください。

- 10月15日(日)受付10時～15時30分 鹿児島市勤労者交流センター  
(鹿児島中央駅前キャンセビル7階)
- 10月24日(火)受付14時30分～16時30分 県庁労働委員会（15階）
- 10月31日(火)受付10時30分～15時 国分公民館（霧島市）
- ◎ 事前申込み不要（予約可）。詳しくは、下記までお問い合わせください。
- ◎ 相談事例 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラなど

■お問い合わせ■ 県労働委員会事務局（県庁15階） ☎099-286-3943

# 9月は「障害者雇用支援月間」です 障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

障害のある方の雇用を促進し、職業的な自立を図ることは、障害者の社会参加のために実現しなければならない重要な課題です。県内の民間企業における障害者の実雇用率は2.16%（平成28年6月1日現在）で、法定雇用率2.0%を上回っていますが、依然対象企業の4割近くが法定雇用率を達成していない状況です。

また、平成30年4月1日から法定雇用率が2.2%へ引き上げられるとともに、対象事業主の範囲が50人以上から45.5人以上へ拡大されます。

あなたの事業所にも、障害のある方を共に働く仲間として迎えてみませんか！

## ◆障害者就職面接会

障害のある方と県内企業を対象とした、就職面接会を開催します。

○日 時：9月26日（火）13:00～16:00

○場 所：鹿児島サンロイヤルホテル（2階太陽の間）

## ■お問い合わせ■

○「支援月間」全体について

・ 県雇用労政課雇用支援係

☎099-286-3028

・ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部

☎099-813-0132

○面接会について

ハローワークかごしま ☎099-250-6071

※詳しくは、県ホームページにて

鹿児島県トップページ>産業・労働>雇用・労働>障害者雇用

## 障害者技能向上支援事業

本市では、障害者の雇用促進につなげるため、特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室を実施し技能向上の機会を提供するとともに、職業技能を競い合うアビリンピック出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し、技能習得に要する経費を助成しております。



### 技能体験教室の様子

木造建築業の  
事業主の方々との  
意見交換、  
本立て作りの体験を  
行いました！



■お問い合わせ■ 市雇用推進課 ☎099-216-1325

## キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

| 助成内容              |   | 助成額（中小企業） <>は生産性の向上が認められる場合の額  |
|-------------------|---|--|
| 正社員化コース           | 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合  | ① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円><br>② 有期→無期：1人当たり 28万5,000円<36万円><br>③ 無期→正規：1人当たり 28万5,000円<36万円>   |
| 人材育成コース           | 有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施<br>・一般職業訓練（OFF-JT）<br>・有期実習型訓練（ジョブカードを活用したOFF-JT+OJT） | OFF-JT 賃金助成：1h当たり 760円<960円><br>経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たりの限度額あり<br>OJT 実施助成：1h当たり 760円<960円>   |
| 賃金規定等改定コース        | 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定した場合  | ① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定<br>対象労働者 1人～3人：95,000円<12万円><br>4人～6人：19万円<24万円><br>7人～10人：28万5,000円<36万円><br>11人～100人：1人当たり 28,500円<36,000円><br>② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定<br>対象労働者 1人～3人：47,500円<6万円><br>4人～6人：95,000円<12万円><br>7人～10人：14万2,500円<18万円><br>11人～100人：1人当たり 14,250円<18,000円> |
| 健康診断制度コース         | 有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施した場合                                  | 1事業所当たり 38万円<48万円>   |
| 賃金規定等共通化コース       | 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合   | 1事業所当たり 57万円<72万円>   |
| 諸手当制度共通化コース       | 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合   | 1事業所当たり 38万円<48万円>   |
| 選択的適用拡大導入時処遇改善コース | 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合                               | 基本給の増額割合に応じて、1人当たり<br>3%以上5%未満：19,000円<24,000円><br>5%以上7%未満：38,000円<48,000円><br>7%以上10%未満：47,500円<60,000円><br>10%以上14%未満：76,000円<96,000円><br>14%以上：95,000円<12万円>   |
| 短時間労働者労働時間延長コース   | 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合                                       | 1人当たり 19万円<24万円><br>※上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成あり  |

# 11月は『労働保険適用促進強化期間』です

## ■労働保険の加入はお済みですか ■

◆「労働保険」は、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、政府が管理、運営している強制的な保険であり、労働者等の生活の保護や雇用の安定を図るための制度です。

「労災保険」・・・業務上や通勤途上で被災した労働者に対する労災保険の給付、また、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災者遺族の援護などの事業も行っています。

「雇用保険」・・・失業した労働者の生活の安定を図るための失業給付金や失業予防、再就職促進を図るための各種助成金の支給、また、職業能力開発（職業訓練）などの事業も行っています。

「労働保険料」・・・各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われます。

### ◆必ず加入してください！

農林水産業の一部を除き、正社員はもちろん、パート・アルバイト・臨時社員など、名称の如何を問わず一人でも労働者を雇用している事業主の方は、労働保険に加入する義務があります。

事業主が故意又は重大な過失により、労災保険の加入手続きをしていなかった期間中に労働災害が発生し、労災保険給付を行った場合には、労働保険がさかのぼって適用され、併せて労働保険料も徴収されるほか、さらに労災保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署又はハローワーク（公共職業安定所）で加入手続きをして下さい。

## ■「労働保険料」納付期限のお知らせ ■

◆労働保険料の納入が滞りますと、必要な給付金の支給に支障を来すことになるため、労働保険料は、必ず法定期限内に納付してくださいますようお願いいたします。

なお、納付が遅れますと延滞金が発生しますのでご注意ください。

### ●平成29年度 労働保険料の法定納付期限

| 第2期         | 第3期        |
|-------------|------------|
| 平成29年10月31日 | 平成30年1月31日 |

※第2期、第3期の納付書は、各納付期限の概ね10日前に送付いたします。

### ■お問い合わせ■

鹿児島労働局 労働保険徴収室 ☎099-223-8276  
最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

## プロフェッショナル人材戦略拠点のご案内 ～企業のチャレンジを担える人材とのマッチングをお手伝いします～

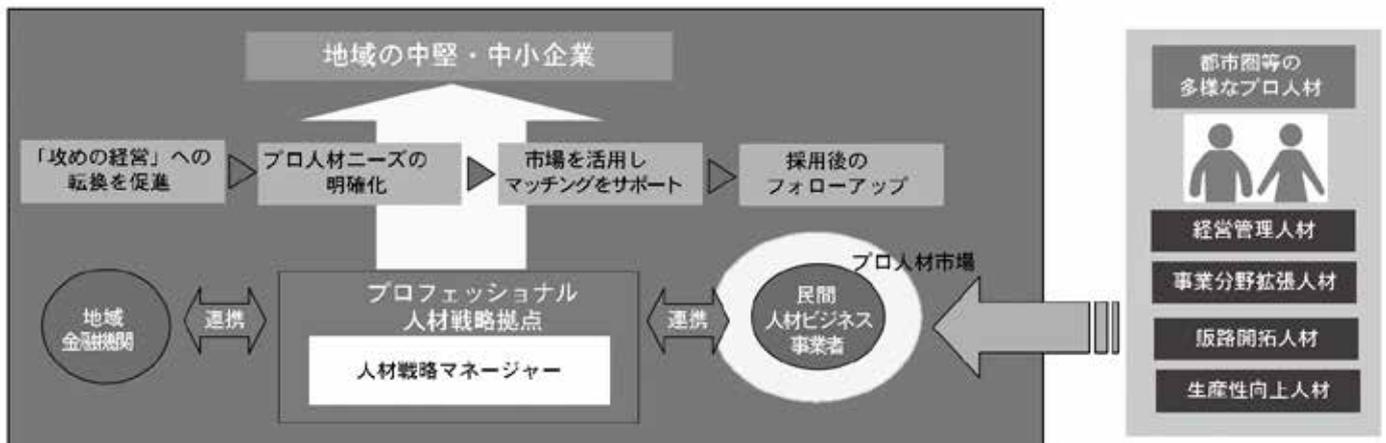
拠点では、地元の金融機関と連携して、プロ人材採用ニーズのある企業の発掘を日々行っています。高い成長力を持つ企業や新たな経営戦略・プロジェクトなどに取り組もうとしている県内企業とプロ人材のみなさまとのマッチングをサポートします。

### 経営課題へ チャレンジ!

- ・「今の経営でもやっていけるが、5年後、10年後を考えて今のうちに手を打っておきたい。」
- ・「自社の技術には自信がある。域外や海外への展開に向けて今こそ勝負したい。」 など

あなたの会社の課題解決に向けて、専門の知見等を持ったプロフェッショナル人材の採用を検討しませんか？

### 《事業のスキーム》



県内企業の成長発展を人材面で積極的にサポートします。

まずは、「プロフェッショナル人材戦略拠点」にご相談ください。

### ■お問い合わせ■

公益財団法人 かごしま産業支援センター 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点  
☎ 099-219-9277 E-Mail : projinzai@kric.or.jp

## 第147回 日商簿記検定試験のご案内

簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、企業の経営成績と財政状況を明らかにする技能です。また、企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために、必須の知識です。

【試験日】11月19日（日） 【申込期間】9月11日（月）～10月20日（金）

【受験料】1級：7,710円 2級：4,630円 3級：2,570円

※インターネット申し込みの場合は、ネット受付事務手数料が別途必要です。

【申込方法】鹿児島商工会議所 13階窓口へ受験料をご持参いただくか、鹿児島商工会議所のホームページからお申し込みください。

※窓口受付：平日の8:30～17:00 ※インターネット受付：24時間対応

### ■申し込み・お問い合わせ■ 鹿児島商工会議所会員サービス部

東千石町1-38 アイム13階 ☎099-225-9522 Email : kaiinka@gamma.ocn.ne.jp  
ホームページ <http://www.kagoshima-cci.or.jp/>

鹿児島商工会議所簿記検定

検索

# 鹿児島市中小企業融資制度

## ～事業資金の調達にお役立てください～

鹿児島市では、本市における中小企業者の経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けています。融資を受ける際に鹿児島県信用保証協会に支払う信用保証料については、一部または全部を市が補助しています。

### ■ 主な申込要件（資金毎に要件があります）

- (1) 市内に住所と事業所を有し、6月以上継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者（創業支援資金を除く）
- (2) 納期の到来している市税を完納していること
- (3) 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実に認められること
- (4) 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- (5) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること



### ■ 主な資金

| 資金及び内容  | 融資限度額                        | 融資利率<br>(期間に応じて) | 市補助後の保証料率  |
|---|------------------------------|------------------|--|
| <b>産業振興資金</b><br>事業振興や経営改善のための資金  | 3,000万円                      | 年1.8～2.4%        | 年0.23～1.3%<br>(※設備資金として利用する場合は年0.15～1.1%)                                      |
| <b>創業支援資金</b><br>市内で新たに事業を開始する方（事業実績が6月未満の方）や、市内での事業経験がなく、市外で新規に事業を開始してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする方（移転後6月未満の方を含む）に対する資金 | 1,000万円<br>(うち運転資金は700万円以内)  | 年1.75～<br>2.35%  | 年0.15～0.64%<br>(※本市主催のセミナー等の修了者は年0.12～0.48%)                                   |
| <b>小規模企業支援資金</b><br>小規模企業者に対する資金<br>(※NPO法人は利用できません)  | 1,250万円<br>(既存の保証残高との合計の範囲内) | 年1.75～<br>2.25%  | 年0.2～0.88%   |
| <b>環境配慮促進資金</b><br>環境に配慮した設備の導入や活動等に対する資金   | 3,000万円                      | 年1.75～<br>2.35%  | 年0.09～0.38%  |
| <b>新事業展開支援資金</b><br>①事業転換・多角化<br>②事業拡大<br>③新産業創出研究会部会参加者<br>④新特産品コンクール入賞者<br>に対する資金                                     | ① 1,200万円<br>②～④3,000万円      | 年1.75～<br>2.35%  | ①②年0.15～0.64%<br>(※本市主催のセミナー等の修了者は年0.12～0.48%)<br>③年0.12～0.48%<br>④年0.09～0.38% |

### ■ 取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・鹿児島興業信用組合  
鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行  
宮崎銀行・宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫

■お問い合わせ■ 産業支援課金融係 ☎099-216-1324 又は 上記取扱金融機関

## 「鹿児島市創業スキル養成講座(実践編)受講者募集！」

|                        |  |
|------------------------|--|
| 目 的                    | 具体的な創業を実現するためのスキル向上を目指します。   |
| 対 象 者                  | 事業プランをお持ちで、1年以内に市内で創業予定であり、本講座をすべて受講可能な方   |
| 開 催 日 時 容              | 全5回シリーズで実施します。<br>(期日) ※日程は予定。現在、調整中<br>①11月 9日(木) 18:30~20:30<br>②11月16日(木) 18:30~20:30<br>③11月22日(水) 18:30~20:30<br>④11月28日(火) 18:30~20:30<br>⑤12月 6日(水) 18:30~20:30 |
| 講 師                    | 大学講師、税理士、社会保険労務士等  |
| 場 所                    | 市役所みなと大通り別館6階  |
| 受 講 料                  | 無料   |
| 定 員                    | 15名  |
| 支 援 措 置                | 一定の要件を満たす場合、「創業支援事業計画」に基づき、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」及び県信用保証協会による「信用保証枠の拡大」の支援措置が受けられます。  |
| お 申 込 み<br>お 問 い 合 わ せ | Eメールで、住所、氏名、事業所名(学校名)、電話番号、受講理由を10月26日までに市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へ【市産業創出課(TEL 099-216-1319)】  |

## 「事業承継セミナー受講者募集！」

|                        |  |
|------------------------|--|
| 目 的                    | 後継者不足による廃業を防ぎ、スムーズな事業承継を支援することに特化したセミナーおよび相談会。   |
| 対 象 者                  | 県内の事業承継を予定している事業者  |
| 開 催 日 時 容              | 日 時：平成29年11月20日(月) 13:30~16:00(予定)<br>演 題：「(仮)事業承継の進め方と最近の傾向」  |
| 講 師                    | 調整中  |
| 場 所                    | ソーホーかごしま会議室(市役所みなと大通り別館6階)   |
| 受 講 料                  | 無料   |
| 定 員                    | 50名  |
| お 申 込 み<br>お 問 い 合 わ せ | Eメールで、住所、氏名、事業所名(学校名)、電話番号、受講理由を講座開催日の3日前までに市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へ【市産業創出課(TEL 099-216-1319)】 |

## 「新産業創出研究会 部会員募集」

|             |  |
|-------------|--|
| 目 的         | 鹿児島市では、本市の将来を牽引する新たな産業を創出するため、「健康部会」と「新事業展開部会」を設置し、部会員（企業）の新たな取組に対し、企業間・産学間の事業化支援を行っています。部会員（企業）は、随時募集しています。   |
| 対 象 者       | 鹿児島市内で、次のいずれかに取り組んでいる方<br>・健康寿命延伸に寄与するヘルスケアビジネスの創出<br>・異業種連携等の「かけ算」による「環境分野」・「健康分野」・「食分野」での新たなビジネスの創出  |
| 入 会 費       | 無料   |
| 申 込 先       | 部会員は、随時募集しておりますので、鹿児島市ホームページからエントリーシートをダウンロードのうえ、メール又はFAXにより、鹿児島市産業創出課までお申し込みください。<br>E-mail : san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp<br>FAX 099-216-1303 TEL 099-216-1319  |
| ホ ー ム ペ ー ジ | 部会員一覧、部会の活動実績及び各種支援メニューについては、鹿児島市ホームページをご参照ください。<br><a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/sangyo/shokogyo/shinsangyo/index.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/sangyo/shokogyo/shinsangyo/index.html</a><br>(検索手順)<br>ホーム > 産業・ビジネス > 商工業 > 新産業（フードビジネス・健康サービス産業など）創出支援 |

## ソーホーかごしま「創業準備ブース」利用者募集

|                   |   |
|-------------------|---|
| 内 容               | 事業計画の作成や会社設立の手続など、創業を準備している方々のための個別ブースについて、利用者を募集しています。個別ブースには、専用デスク・ロッカー等を完備し、インターネット回線も使用できます。<br>専門知識を有するインキュベーション・マネージャーが常駐していますので、創業に関する相談を気軽にできます。  |
| 対 象 者             | ITを活用して新たに創業しようとする者   |
| 場 所               | 易居町1番2号（市役所みなと大通り別館6階）  |
| 募 集 数             | 7ブース（随時募集、簡単な書類審査を行います）   |
| 料 金               | 月額使用料（1万円）  |
| お 申 込 み お 問 い 合 せ | インキュベーション・マネージャー（im2-y@sp-kagoshima.com）へお申し込みください。<br>※ソーホーかごしまホームページに詳細な情報や申込み書式が掲載してあります。<br><a href="http://www.soho-kagoshima.com">http://www.soho-kagoshima.com</a><br><b>【産業創出課（TEL 099-216-1319）】</b> |

増設、新設をご検討の皆様、ぜひご活用を！

**鹿児島市企業立地促進補助金**

市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。

## ☆平成29年4月1日より交付要件を変更！

新規雇用者数の対象をかごしま連携中枢都市圏\*の構成市民に拡大。ただし、その過半数は本市の市民であることが条件になります。\*鹿児島市、日置市、姶良市、いちき串木野市の4市で構成。

## 【補助制度の概要】 ※詳しくはお問い合わせください。

| 対象業種等                                  | 要件                               | 補助限度額    |
|--|----------------------------------|----------|
| (1)製造業                                 | ①新規雇用者が11人以上                     | ①6,000万円 |
|  | ②新規雇用者が30人以上で設備投資が10億円以上         | ②6億円     |
| (2)情報通信関係、<br>デザイン・コンテンツ業              | ①新規雇用者が6人以上(デザイン・コンテンツ業は3人以上)    | ①6,000万円 |
|  | ②新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上        | ②3億円     |
| (3)コールセンター<br>・事務処理センター                | 新規雇用者が30人以上(※中心市街地に立地する場合は11人以上) | 3億円      |
| (4)本社機能<br>(企業の調査・企画・管理等の部門、研究所、研修所など) | 新規雇用者が10人以上(中小企業は5人以上)           | 3億円      |

- (1)～(4)の共通要件 ・事業用の新たな用地等を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること  
・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること

■お問い合わせ■ 市産業創出課 ☎099-216-1314

**設備投資に対する税の優遇措置について（ご案内）**下記の地域等において施設や工場、設備等の新增設を行い、一定の要件を満たす場合、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、着工前に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

☆要件など詳しくは、下記のお問い合わせ先にお早めにご相談ください。

| 地域                                   | 対象業種等                                     | 主な税の優遇措置                                       |
|--------------------------------------|---|--|
| 半島振興対策実施地域<br>【桜島地域、喜入地域、松元地域、郡山地域】  | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、<br>情報サービス業等(コールセンター含む) | 所得税、法人税の割増償却(税務申告前に要相談)、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税 |
| 過疎地域<br>【桜島地域(旧桜島町)】                 | 製造業、旅館業、農林水産物等販売業                         | 所得税、法人税の特別償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除             |
| 地方活力向上地域<br>【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】 | 本社機能(企業の調査・企画・管理等の部門、研究所・研修所など)           | 法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税               |

## お問い合わせ

| 地域                | 対象業種               | 窓口       | 電話番号     | 対象業種     | 窓口       | 電話番号          |
|-------------------|--------------------|----------|----------|----------|----------|---------------|
|                   | 半島振興対策実施地域<br>過疎地域 | 情報サービス業等 | 産業創出課    |          | 216-1314 | 農林水産物等<br>販売業 |
| 製造業<br>(立地協定締結企業) |                    | 東桜島農林事務所 |          | 221-3369 |          |               |
| 上記以外製造業           |                    | 産業支援課    | 216-1323 | 喜入農林事務所  | 345-3761 |               |
| 旅館業               |                    |          | 216-1322 | 松元農林事務所  | 278-5429 |               |
| 地方活力向上地域          | —                  | 産業創出課    | 216-1314 | 郡山農林事務所  | 298-4861 |               |

## 輸出チャレンジ支援事業のご案内

市内中小企業者の海外販路拡大を促進するため、国、県、その他公的機関・団体（日本貿易振興機構等）が主催、共催又は後援する海外での合同展示会などへの出展に要する経費（出展料、渡航費など）の一部を助成します。

### 【対象者】

市内に主たる事業所がある中小企業者など

### 【助成額】

出展経費の2分の1以内

（※上限：1～3年度目20万円・4～5年度目10万円）

### 【申請方法】

所定の申請用紙に必要書類を添えて提出。まずはお問い合わせください。

（※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。）



■お申し込み・お問い合わせ■ 市産業政策課 ☎099-216-1318

## 消費税軽減税率制度説明会のご案内

鹿児島税務署では、事業者の方を対象として消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非、お越しください。

- ◎ 消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。
- ◎ 軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

### 【開催日時・会場等】

| 日 時                             | 会 場                              | 備 考                         |
|---------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 平成29年11月9日(木)<br>10時00分～11時30分  | 鹿児島税務署 4階 会議室<br>(鹿児島市荒田1丁目24-4) | ・各開催日時座席数<br>50席<br>・要事前申込み |
| 平成29年11月9日(木)<br>13時30分～15時00分  |                                  |                             |
| 平成29年11月20日(月)<br>10時00分～11時30分 |                                  |                             |

◎ 出席者数の駐車場等はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

◎ 会場の席数に限りがございますので、参加の際は事前に下記の税務署窓口へお申し込み願います。

### ■お申し込み・お問い合わせ窓口■

鹿児島税務署 法人課税第1部門(☎ 099-255-8111 内線 2315)

※ 平成29年10月2日(月)から10月20日(金)までに申込みが必要です。  
(受付時間は9:00～17:00です。)

※ 税務署にご連絡の際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

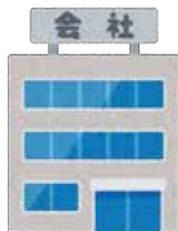
## あなたの会社・事業所の人材確保を応援します！ 鹿児島市中小企業U・Jターン人材確保支援金

市では、中小企業のU・Jターンによる人材の確保を支援するため、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業所に対して、参加負担金や旅費などの一部を助成します。

|        |   |
|--------|---|
| 対象者    | 雇用保険の適用事業所であり、納期の到来している市税を完納している、市内に主たる事業所を有する市内の中小企業者等（個人事業主や社会福祉法人、事業協同組合等を含む。）   |
| 補助対象内容 | 参加負担金、旅費等の合同企業説明会等参加に係る経費   |
| 補助率    | 1/2（同一の事業所について、同一年度につき10万円を上限）  |
| 申請方法   | 申請は随時受付、所定の申請用紙に必要書類を添付し下記お問い合わせ先まで提出。<br>※申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。<br><a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/uijta-nzinzaisienkin.html">http://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/uijta-nzinzaisienkin.html</a> |

### 市内の中小企業者等

「人材が欲しい」  
「人手が足りない」



従業員等を派遣

(必要経費)

- ・参加負担金
- ・会場使用料
- ・従業員の旅費、宿泊費 など

県内出身の  
大学等の卒業予定者、  
転職希望者などに  
市内での就職を  
勧誘



県外での合同企業説明会

助成

鹿児島市

■お問い合わせ■ 市雇用推進課 ☎099-216-1325

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい  
国の退職金制度です。

### ① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

### ② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

### ③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも  
ご加入いただけます。

● 解散存続厚生年金基金からの  
移行先の一つです。

詳しくは  
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>